

東京都再生可能エネルギー拡大検討会設置要綱

(制定) 平成 26 年 4 月 30 日付 26 環エ計第 55 号

(目的)

第 1 条 再生可能エネルギーの利用割合 20% を目指し、これに資する具体策と工程表を策定するための検討を行うことを目的として、東京都再生可能エネルギー拡大検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 再生可能エネルギーの拡大に向けた課題
- 二 再生可能エネルギーの拡大に資する具体策とその工程表
- 三 その他必要な事項

(構成)

第 3 条 検討会は、知事が別に委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 第 5 条第 1 項に定める座長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 26 年 12 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 条 検討会に座長を置き、知事の任命によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(召集)

第 6 条 検討会は、座長の命を受け、知事が召集する。

(会議の公開)

第 7 条 検討会及び検討会の資料は、公開する。ただし、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。

(謝金の支払)

第 8 条 知事は、委員又は第 3 条第 2 項の規定する委員以外の者であって検討会

に出席したものに対し、謝金を支払うことができるものとする。

(事務局)

第9条 検討会の庶務は、環境局都市エネルギー部計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。